

(様式2)

## 生物多様性を育む農業推進計画（3期）の概要（案）

### 1 趣旨について

一般的に使用される化学合成肥料・農薬は、農作物の大量生産を可能にする反面、過剰施肥は土壌の循環機能を低下させ、自然環境に大きな影響を及ぼします。

近年では、自然環境の保護や生物多様性の重要性、また、地球規模で取り組みを進めるSDGsの動きが活性化しているとともに、一方では、安心・安全な食を求める消費者の動向から、できるだけ化学合成肥料・農薬の使用量を削減することが求められてきています。

京丹後市では、生物多様性を育む農業の推進により、豊かな自然・農村環境を後世にわたり維持・継続できるよう、「生物多様性を育む農業」を推進し、広く生産者及び消費者に周知を図り、持続可能な農業の発展を目指します。

### 2 生物多様性を育む農業の定義

生物多様性を育む農業とは、「農業の持つ物質循環機能を活かし、環境への負荷をできる限り低減して、多様な生物を育み、消費者の求めるより安全・安心な農産物を生産する農業」と定義します。

### 3 計画の期間

令和3年度から5年間とし、社会情勢等の変化により必要に応じて見直しを行います。

### 4 生物多様性を育む農業の目指す姿

#### 1) 目指す姿

化学合成肥料や農薬を低減した、より安全・安心な農産物を生産する農業を実践するにあたり、個々の農業者が使用する化学合成肥料や農薬の特性を十分に理解し、自然環境や生物多様性に配慮した取り組みの重要性を認識し、生産から消費までの流通並びに消費者と売り場との情報伝達の促進を図ります。

また、多種多様な生き物が共生する、豊かな田園・里山環境の整備を図り、京丹後市の貴重な自然環境が、将来にわたり維持・継続し、京丹後市民と京丹後出身者が、ふるさと京丹後に誇りを持てる地域づくり、多様な生物が息づく実り豊かなふるさと“京丹後”の形成を目指します。

(様式2)

## 2) 目標数値

京丹後市では、生物多様性を育む農業の取り組みとして、当面の5ヵ年で、次の目標数値の達成を目指します。

### ●目標数値

項目	目標
有機JAS認定者	15人
有機JAS圃場面積	39ha
特別栽培(米)の取組者	325人
特別栽培米面積	600ha
認証GAP件数	10件
環境保全型農業直接支払交付金事業 団体数	25団体
環境保全型農業直接支払交付金事業 面積	200ha

## 5 具体的施策

### 1) 栽培技術の確立と生産拡大

#### (1) 栽培技術の確立と普及促進

生物多様性を育む農業が取り組みやすくなるよう、京都府と連携し、栽培技術の確立と普及促進を図ります。また、生産者同士の交流により栽培技術の共有化を進め、技術力の向上と生産拡大につなげます。

- ・有機栽培技術の現地講習会の開催
- ・有機JAS認定取得の推進
- ・エコファーマーの認定の促進

#### (2) 生産拡大に向けた環境整備

良質なたい肥の利用並びに環境保全型農業に使用可能な食品残渣、河川・道路の刈り草及び森や海がもたらす落ち葉やカニ殻等の未利用資源の活用等を促進するため、環境整備を進めます。また、慣行農業より生産コストが高いため、国や府の補助事業を活用し、生物多様性を育む農業への積極的な取り組みを促進します。

- ・環境保全型農業直接支払交付金
- ・新規就農支援の充実
- ・特別栽培米等の生産拡大
- ・未利用資源の活用
- ・GAPの導入・認証取得を推進
- ・機械導入支援
- ・コウノトリの住める環境づくり

(様式2)

## 2) 生産者と消費者の相互理解と販売促進

### (1) 生物多様性を育む農業の情報発信の強化

生産コストに見合う販売価格の確保を目指し、生産者と消費者、双方向への情報発信強化により交流を進め、生物多様性を育む農業への理解と販売促進を図ります。

- ・市のホームページ等を活用した広報
- ・生産者・消費者の意識の向上
- ・生物多様性を育む農産物の認知度向上

### (2) 販売促進

生物多様性を育む農産物が購入しやすくなるよう、取扱店舗、イベント等の販売情報の発信を強化し、品目の充実と取扱店舗等の拡大を図ります。

都市部の消費者に向けた情報発信の活性化により、新たな販路の拡大を図ります。

- ・市内流通の拡充と市外販路の開拓
- ・地域商社と連携した流通の活性化

### (3) 食育と地産地消の推進

消費者が農業や食の大切さについて認識を深め、地産地消による地域農業支援が、地域の自然環境保全・向上につながることを意識づくりを、生産者と消費者の協働並びに関係機関との協議を進めて推進します。

- ・農作業体験を推進
- ・学校給食への地産地消の活動を支援
- ・給食への地元産食材提供
- ・出前講座の実施

## 6 施行期日について

令和3年4月1日から施行します。